

服装・身だしなみに関するきまり

令和6年4月1日改訂

1. 制服

◇ 冬期（10月から翌年5月）

男子 本校指定のブレザー、スラックス、ボタンダウンシャツ

女子 本校指定のブレザー、スカート、スラックス、ボタンダウンシャツ

◇ 夏期（5月から10月）

男子 本校指定のスラックス、ブルーのボタンダウンニットシャツ

女子 本校指定のスカート、スラックス、ブルーのボタンダウンニットシャツ

◇ セーターまたはベストを着用する場合は、本校指定のものに限る

◇ ネクタイ・リボン・女子用ネクタイを着用する場合は、本校指定のものに限る

◇ 制服の着用について

- ・制服を正しく着用すること
- ・式典の際には、正装としてブレザーを着用する
- ・春期および秋期は、寒暖に応じて夏期または冬期の服装をしてもよい
- ・ボタンダウンシャツを出したり、スラックスやスカートをずらしたりなどの乱れた着用をしてはいけない
- ・スカート・スラックスなどの丈を切ったり、縫い込んだりして短く改造することも禁止であり、改造され修復不可能な場合は、再購入となる
- ・スカート丈は膝が隠れる程度を目安とする

2. 厳冬期の登下校時においては防寒具を着用してもよい。ただし、高額および派手なものは避け、必ずブレザー上から防寒着を着用すること。

また、教室内において防寒具は、一切着用しない。

3. 靴は運動靴、または、かかとの低い革靴とし、高額および華美な色、形のものとは避ける。

4. 染色・脱色、極端な髪型、パーマなどの頭髪の加工、ピアス、指輪等のアクセサリーの着用、化粧をせずに学校生活を送ること。またカラーコンタクト等は使用しない。

※ ウィッグ・エクステ等、透明ピアス、眉メイク、マニキュア、アイプチ・つけまつげ・まつ毛エクステ・色つきリップ・ティント等も学校生活においてしないこと

※ 染色やパーマ等の頭髪の加工は、休業期間においてもしないこと

